

建設工事発注に係る予定価格の公表時期変更について

1. 制度改正の趣旨

建設工事の発注における適正な見積及び競争の促進を目的として、予定価格の公表時期を次のとおりに変更します。

設計金額 5 億円以上：事後公表

設計金額 5 億円未満：事前公表

2. 改正する要綱等

- (1) 建設工事に係る予定価格の事前公表の試行について
- (2) 広島高速道路公社建設工事入札契約情報取扱要綱

3. 実施時期

平成 27 年 2 月 1 日以降に公告する工事から適用します。